

平成25年第1回森町議会3月会議 会議録 (第4日目)

平成25年3月15日(水曜日)

開議 午後 1時00分

休会 午後 3時30分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長の諸般報告
- 3 平成25年第1回 森町議会3月
会議付託議件
議案第17号 森町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第18号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について(森町ふれあいの森)
議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について(森町トマト集出荷選果施設)
議案第21号 平成25年度森町一般会計予算
議案第22号 平成25年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第23号 平成25年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 平成25年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第25号 平成25年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第26号 平成25年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第27号 平成25年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第28号 平成25年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第29号 平成25年度森町水道事業会計予算
議案第30号 平成25年度森町公共下水道事業会計予算
- 4 議案第31号 森町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 5 議案第32号 国営企業形態の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 6 議案第33号 森町障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第34号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 8 議案第35号 平成24年度森町一般会計補正予算(第9号)
- 9 発議第1号 町有地売り払いに関わる公文書紛失等調査特別委員会調査報告書
- 10 意見書案第1号 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書

- 1 1 意見書案第2号 平成25年度地方財政対策に関する意見書
- 1 2 意見書案第3号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書
- 1 3 意見書案第4号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書
- 1 4 意見書案第5号 配合飼料の価格高騰対策を求める意見書
- 1 5 意見書案第6号 環太平洋連携協定（TPP）への交渉参加に反対する意見書
- 1 6 議員派遣の件について
- 1 7 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（16名）

議長	16番	野村洋君	副議長	1番	菊地康博君
	2番	山田誠君		3番	宮本秀逸君
	4番	松田兼宗君		5番	前本幸政君
	6番	川村寛君		7番	西村豊君
	8番	木村俊広君		9番	堀合哲哉君
	10番	中村良実君		11番	小杉久美子君
	12番	長岡輝仁君		13番	三浦浩三君
	14番	東秀憲君		15番	黒田勝幸君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	梶谷恵造君
副町長	片野滋君
総務課長	木村浩二君
総務課参事	佐々木陽市郎君
選挙管理委員会書記長兼監査事務局書記長	小田桐克幸君
会計管理者	菊池一夫君
防災交通課長	福田繁幸君
契約管理課長	富原尚史君
企画振興課長	金谷孝己君
税務課長	木村哲二君
収納管理課長	野田勝正君
保健福祉課長	川村光夫君

保健福祉課参事	山	田	仁	君
保健福祉課参事	金	丸	由起子	君
住民生活課長	竹	内	明	君
環境課長	横	内	仁司	君
農林課長兼農業 委員会事務局長	久	保	康人	君
水産課長	島	倉	秀俊	君
商工労働観光課長	金	丸	義樹	君
建設課長	小井	田	徹	君
上下水道課長	石	島	則幸	君
教育長	香	田	隆	君
学校教育課長	清	水	雅信	君
社会教育課長	伊	藤	昇	君
体育課長	谷	口	方規	君
給食センター長	坂	尻	正純	君
図書館長	若	松	幸弘	君
生涯学習課長	中	島	将尊	君
さくらの園・園長	釣		隆吉	君
病院事務長	柏	渕	茂	君
消防長	山	田	春一	君
消防次長兼署長	松	川	眞也	君
砂原支所長	輪	島	忠徳	君
町民サービス課長	竹	浪	孝義	君
保健対策課長	澤	口	幸男	君
監査委員	池	田	勝元	君

○出席事務局職員

事務局長	佐	藤	洋	君
事務局次長	藤	田	司志	君
庶務係長	喜	田	和子	君

○会議に付した事件

- 1 議案第17号 森町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 議案第18号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について（森町ふれあいの森）

- 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について（森町トマト集出荷選果施設）
- 議案第21号 平成25年度森町一般会計予算
- 議案第22号 平成25年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第23号 平成25年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第24号 平成25年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第25号 平成25年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第26号 平成25年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第27号 平成25年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第28号 平成25年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第29号 平成25年度森町水道事業会計予算
- 議案第30号 平成25年度森町公共下水道事業会計予算
- 2 議案第31号 森町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 3 議案第32号 国営企業形態の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 4 議案第33号 森町障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第34号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 6 議案第35号 平成24年度森町一般会計補正予算（第9号）
- 7 発議第1号 町有地売り払いに関わる公文書紛失等調査特別委員会調査報告書
- 8 意見書案第1号 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書
- 9 意見書案第2号 平成25年度地方財政対策に関する意見書
- 10 意見書案第3号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書
- 11 意見書案第4号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書
- 12 意見書案第5号 配合飼料の価格高騰対策を求める意見書
- 13 意見書案第6号 環太平洋連携協定（TPP）への交渉参加に反対する意見書
- 14 議員派遣の件について
- 15 休会中の所管事務調査等の申し出について

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、木村俊広君、9番、堀合哲哉君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第17号ないし議案第30号

○議長（野村 洋君） 日程第3、平成25年第1回森町議会3月会議付託議件、議案第17号から議案第30号まで14件を一括議題としましたが、質疑、討論、採決については議案ごとに1件ずつ行うことといたします。

予算等審査特別委員長の報告を求めます。

○予算等審査特別委員長（菊地康博君） 予算等審査特別委員会審査報告書。

平成25年3月11日、平成25年第1回森町議会3月会議において本委員会に付託されました議件14件を審査した結果、次のとおり議決したので、報告いたします。

1、付託議件名と議決結果。議案第17号 森町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第18号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案可決。

議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決。

議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決。

議案第21号 平成25年度森町一般会計予算、原案可決。

議案第22号 平成25年度森町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第23号 平成25年度森町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第24号 平成25年度森町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第25号 平成25年度森町介護サービス事業特別会計予算、原案可決。

議案第26号 平成25年度森町港湾整備事業特別会計予算、原案可決。

議案第27号 平成25年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、原案可決。

議案第28号 平成25年度森町国民健康保険病院事業会計予算、原案可決。

議案第29号 平成25年度森町水道事業会計予算、原案可決。

議案第30号 平成25年度森町公共下水道事業会計予算、原案可決。

2、審査の経過。3月12日、出席委員15名。議案第17号から議案第20号まで条例等議案の質疑、討論、採決を行いました。議案第21号、一般会計予算の歳入、款1町税から一般会計予算の歳出、款9消防費、項1消防費、目4災害対策費の予算について事項別明細書により質疑を行いました。

3月13日、出席委員15名。議案第21号、一般会計予算の歳出、款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費から議案第22号から議案第27号の特別会計予算並びに議案第28号から議案第30号までの事業会計予算について質疑、討論、採決を行いました。

3、審査の結果。平成25年第1回森町議会3月会議において本委員会に付託されました議案第17号から議案第30号までの14件について、3月12日から3月13日の2日間にわたり各委員の熱心な審議のもとに審査を終了いたしました。

審査の結果は、配付されている報告書の1、付託議件名と議決結果のとおり決すべきものとなりました。審査の過程と内容につきましては、各位ご承知のとおりでありますので、省略させていただきます。

理事者におかれましては、本委員会の審査過程において各委員から提言のあった諸事項を尊重の上、予算の執行面に十分反映されるよう願うものであります。

なお、本委員会は議長を除く15名で構成した特別委員会ではありますが、議長にはその立場で出席を願いながら慎重審議したものでありますので、詳細な審査内容については省略いたします。

以上を申し上げて、委員長報告といたします。

○議長（野村 洋君） これから平成25年第1回森町議会3月会議付託議件について1議案ごとに質疑、討論、採決を行いますが、ただいまも報告ありましたとおり質疑、討論は委員会において既に終わっておりますので、質疑に関しては委員長報告に限った質疑としたいと思います。わかりやすく言うと、中身の質疑ではなくて、委員長が今提案したことだけの部分でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これから平成25年第1回森町議会3月会議付託議件について1議案ごとに進めてまいります。

議案第17号 森町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第17号については、可決することに決定しました。

議案第18号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第18号については、可決することに決定しました。

議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について(森町ふれあいの森)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第19号については、可決することに決定しました。

議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について(森町トマト集出荷選果施設)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第20号については、可決することに決定しました。

議案第21号 平成25年度森町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。討論ございますか。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) これから討論を行います。

松田議員、まず反対討論……

(「反対の立場で」の声あり)

○議長(野村 洋君) それではまず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○4番(松田兼宗君) では、議案第21号 平成25年度森町一般会計予算について反対という立場で討論させていただきます。

昨年11月、町長は第2次集中改革プランにおいて平成26年度までの計画期間内での給食センター、さくらの園、保育所の3事業の抜本的な検討を行うとされていたものを実施開始期日を初め民営化などの手法による提案を白紙に戻し、当面まずは内部の徹底した業務改善に取り組みながら、今後の各事業の推進方策を再検討し、改めて提示してまいりたいとしました。そこで、平成25年度町政執行方針と一般会計予算が提出され、一般質問においても明らかになったことは、内部の徹底した業務改善に取り組んだものは何にもないこ

とばかりか改善する関係する会議さえも開催されておらず、何ら平成25年度予算書に反映されたものはないことが明確となりました。平成25年度町政執行方針の保育所、さくらの園については、町が運営主体であることと移転や増改築を前提としたものとしか思えないものであり、給食センターについては正職員が1名退職するから、運営経費、人件費が減るのだとあたかも努力して行財政改革を推進しているのだということを述べている始末であります。行財政改革とは、地方自治体が行う改革の一つであり、自治体の責務と責任を十分認識した上で財政面での経費節減と効率性とともに行行政サービスの質を向上させることを目的として行われるものであります。内部の徹底した業務改善に取り組みながら、今後の各事業の推進方策を平成25年度町政執行方針と一般会計予算の中に組み込んでくものと注目していたのにもかかわらず、非常に残念なことに一切そのようなものは見受けられませんでした。

今後森町を取り巻く環境は、森町第2次行財政改革の言葉をかりれば森町の財政状況は過去の公共事業に伴う起債の多額な償還金や長引く景気低迷による町税の減少、国の三位一体改革による補助金、地方交付税の大幅削減などにより大変厳しい状況であり、思い切った行財政改革が急務となっている状況であります。また、今後消費税増税やT P P問題など町民負担が増え、大きく地域社会が変わるかもしれないことが予想される中、今こそ大きな経費節減が求められているわけでもあります。一方、森町第2次行財政改革と第2次集中改革プランで示されている実施計画の進捗状況と実績調査を行政改革推進委員会などで検証するとともに必要に応じて見直すこととすることになっていることについては、この委員会の委員さえも選任されていない状況であります。私は、森町において最重要課題として行財政改革があるのだと考えます。新たな財源をつくるために経費節減が必要なのです。乳幼児医療の入院、外来とともに小学生までを対象に拡大し、全額助成としましたが、行政改革の推進によって財源をつくり出すことによって中学生までも拡大できるのであり、単なる人気取りのための政策ではなく、真に持続可能で町民が必要としている政策を打ち出すことができるのです。前町長がためた財政調整基金を当てにした予算編成はやめるべきなのです。

以上の考えのもと、議案第21号 平成25年度森町一般会計予算は反対するべきものと考えます。見識のある議員皆さんの賛同をお願いし、反対討論といたします。

○議長（野村 洋君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

○14番（東 秀憲君） それでは、議案第21号 平成25年度森町一般会計予算について賛成の立場から討論を行いたいと思います。

平成25年度の町政執行方針並びに教育行政執行方針については、第1次森町総合開発振興計画を基調に策定されまして、あわせて予算化もされたものと、そのように推察しているところであります。また、今議会では過去に例のない20問の一般質問により活力あるまちづくりのため理事者側と活発な議論がなされまして、即予算特別委員会に反映されたところであります。

今年度の予算編成に当たっては、厳しい財政の中、一般会計88億3,153万円の予算が計上され、予算審査特別委員会において厳正に審査をしてきたところであります。予算審査の過程では、部分的に厳しい意見もたくさんありましたが、総体的には妥当な予算であると評価したところであります。特に安定した産業の振興、福祉の充実、安心、安全な防災対策、そして教育の振興等々の活性化すべき主要施策の行政効果を強く望んだところでもあります。今後1年間の予算執行に当たっては、職員一人一人が厳しく財政を念頭に置きまして、あらゆる分野の事務事業の費用対効果に最大限配慮されますとともに、あわせて町民の目線に立って明るく安心して暮らせるまちづくりに努力されますことを付して賛成討論といたします。

以上でございます。ご賛同よろしくお願いたします。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第21号については、可決することに決定しました。

議案第22号 平成25年度森町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第22号については、可決することに決定しました。

議案第23号 平成25年度森町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第23号については、可決することに決定しました。

議案第24号 平成25年度森町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第24号については、可決することに決定しました。

議案第25号 平成25年度森町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり

り可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第25号については、可決することに決定しました。

議案第26号 平成25年度森町港湾整備事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第26号については、可決することに決定しました。

議案第27号 平成25年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第27号については、可決することに決定しました。

議案第28号 平成25年度森町国民健康保険病院事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第28号を採決します。
採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。
議案第28号については、可決することに決定しました。
議案第29号 平成25年度森町水道事業会計予算を議題とします。
これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第29号を採決します。
採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。
議案第29号については、可決することに決定しました。
議案第30号 平成25年度森町公共下水道事業会計予算を議題とします。
これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第30号を採決します。
採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第30号については、可決することに決定しました。

◎日程第4 議案第31号

○議長(野村 洋君) 日程第4、議案第31号 森町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事(金丸由起子君) 議案第31号についてご説明いたします。

本案は、森町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでございます。

裏面をお開き願います。新型インフルエンザ等対策特別措置法は、昨年5月11日に制定され、本年5月10日までに施行予定でございます。本件は、国により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは直ちに町に対策本部を設置しなければならないため、法の規定により森町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるために制定するものでございます。

第2条、組織では、事務等を迅速かつ適切に行うため対策本部長、本部員等を置くことを定めています。なお、法では町対策本部長は町長をもって充てるとしてあります。

第3条では、必要に応じ新型インフルエンザ等対策本部の会議を行うことを定め、国の職員その他町職員以外の者を出席させ、意見を求めることができるとしてあります。

第4条、本部長は、必要時対策本部に部を置き、事務を掌理することを定めるとしてあります。

町では、この法に伴い病原性が高い新型インフルエンザ等に対し町民の生命及び健康の保護を目的とし、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進、調整するため本条例を定め、体制整備を図るものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、法附則第1条の政令で定める日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第32号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第32号 国営企業形態の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第32号 国営企業形態の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

裏面をごらんいただきたいと思えます。本案は、国有林野の管理経営に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、国有林野事業が国営企業でなくなったということになります。途中ですが、資料ナンバー9を配付してございますので、ごらんいただきたいと思えます。これをもちまして森町の条例の中で国の経営する企業というふうに規定されている部分を改正しようとするものでございます。関係条例は、森町情報公開条例、森町個人情報保護条例、森町公共下水道事業受益者負担金条例の3本を改正しようとするものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第33号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第33号 森町障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（川村光夫君） 議案第33号 森町障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

資料ナンバー10の新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。本案の提出理由は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法令の整備に関する法律（平成24年法律第51号）について平成24年3月13日第180回通常国会において法案提出され、同年6月20日に可決成立し、公布されております。この法律の主なもの、障害者の範囲に難病を加え、広く福祉サービスを行うものでございます。難病については130症例あります。全道で5万人以上いるというふうに言われております。森町につきましては、難病患者が何人いるかは個人情報関係で把握はできません。難病患者が福祉サービスを受ける場合は、医師の診断書が必要となっております。難病患者へのPRは、北海道においては難病患者個人への個人通知はできない状況でありまして、病院への指導をすることとなっております。

条例本文に入ります。第1条中、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に名称を改正するものであります。また、この法律は、障害者総合支援法とも言っております。

この法律の施行は、平成25年4月1日からとなっております。

また、この審査会につきましては、毎月開催をしてございます。

以上で森町障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第34号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第34号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農林課長（久保康人君） 議案第34号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。

本案につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求め

ようにするものでございます。

資料ナンバー11をあわせてご参照ください。1点目の指定管理者の名称及び所在地でございますが、名称は株式会社ワイエス海商代表取締役、坂本佑介でございます。

2点目として、所在地は茅部郡森町字石倉町268番地23でございます。

3点目として、管理を行わせる施設の名称及び所在地でございますが、名称は森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちっぶ林館でございます。所在地は、森町字駒ヶ岳657番地16でございます。

4点目として、管理を行わせる期間でございますが、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

施設の内容でございますが、建物の構造は鉄骨鉄筋コンクリートで、建物の床面積は2,055.22平米、敷地面積は2,600平米でございます。

なお、募集期間中に申請を提出された法人は、町内業者2社、町外業者1社の合計3社でございます。森町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定手続等に関する条例及び施行規則により、平成25年1月29日、5名の委員の委嘱状交付、交付後第1回の指定管理者選定委員会を開催、互選により委員長を選出、委員長より職務代理者を選任し、選任後事務局より指定管理者募集要項、施設概要等の内容説明を行ったところでございます。第2回選定委員会は、2月7日開催、会議内容は3社から提出された申請書並びに業務計画書等の書類説明を行ったところでございます。2月13日付で1社より辞退願が提出され、第3回選定委員会は2月14日開催、まず初めに辞退届のご承認をいただいた後、各委員の評価基準の確認を行ったところでございます。2月20日、第4回の選定委員会を開催、委員会定数5名中2名の方が急に欠席となりまして、会議要件からすると委員会は成立しておりますが、総評価等の総論を審議する観点から次回の委員会において総評価等の結論を行うことを確認したところでございます。2月22日、第5回の選定委員会を開催、評価基準の各論、総論の総評価の審査を行い、最終的に指定管理者を選定していただいたものでございます。なお、2月26日、委員長より町長へ答申を行っております。

以上、説明にかえさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○2番（山田 誠君） この指定管理者の選定委員会の経過等々について、前回は話ちょっと触れましたけれども、確認させていただきたいと思います。

指定管理者選定委員会というのは5名で行っておりまして、この経過表を見ますと4名にて決定したということでよろしいですか。よろしいね。

それから、この判定ですが、5回目の一番最後に記述していますけれども、個別事項や総合的判断を評価し、決めたと、決定したとありますけれども、この選定委員配点表というのは先般前任者は30点ぐらい上積みするよと、今までやってきた方はそのぐらいの点数を上げますよという、何かそういうふうに向ったのですが、それで間違いはないかどうか、

その辺ちょっと確認したい。

それから、2月14日に1社辞退したというふうになっていますが、これは辞退の届け出というのは書面で行ったのか、口頭で行ったのか、それを確認したい。

それから、指定管理者にかかわる質問欄等々について、前回のときには3カ年以降の扱いについては云々とありますが、関係条例の第10条に指定の取り消しに違反せず、適正に運営がなされていた場合には再委託、または更新を前提とするところがあるのですが、これに間違いはないかどうか。

それから、5点目ですが、協定書に管理運営が適正でない場合は業者に指導ができる、または解約ができるというふうなことになってはいますけれども、それも間違いはないかどうか。

それから、平成25年の2月12日に説明会を行っているわけですが、そのときに質問事項があったと思いますけれども、その質問事項について各業者のほうに回答しているかどうか。

それから、2月28日までに公募された方々に選定されたかどうかということを知通知するというふうにおっしゃられておりますけれども、通知がなされているかどうか。

それから、説明会から今日の議案提出までの間に町側に一切のミスというか、そういうものがなく正当と、手法、公法的にも妥当だと判断しているかどうか。

もう一つ、最後です。万一町に迷惑がかかった場合は、おのおのの考え方によって責任が発生する可能性があるかも知れませんが、そのときはおのおのが責任をとるというふうな理解でよろしいかどうか、それをお伺いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時50分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○農林課長（久保康人君） まず、1点目の上積みの点数の関係でございますけれども、そういうことはしてございません。全く平等な立場で点数をつけてございます。

それから、2月13日の辞退の関係ですけれども、これについては書面でいただいております。

それから、指定管理3年間、第10条の指定の取り消しでございますけれども、これは条文に沿って、こういうことがあれば行っていくという形になろうと思います。

それから、平成25年1月12日の説明会における質問の部分でございますけれども、これは説明会で口頭質問してございますので、口頭で答えてございます。

それから、2月28日までの選定の通知ということですが、2月28日までの選定の通知というのは、そういうのはうちのほうでは扱ってございません。最終的には議会の議

決を得てからそれぞれ通知をするというふうにとらまえてございます。

それと、説明会における議案提出までの間の取り扱いということですが、この間は問題なくそのままやってきたということに思っております。

以上でございます。漏れている部分が何点かあると思っておりますけれども、再度もう一度質問を聞いて答えたいと思っております。

以上でございます。

○2番(山田 誠君) 中身はわかりました。

それで、最後に1つ抜けているのは、手法的な、方法的なものについて間違いはないよという今のお話だけれども、万が一そのような迷惑がかかるようなことあった場合については、それなりの責任問題が発生した場合については素直に認めるということで結構ですか。

○農林課長(久保康人君) 言っている意味がちょっとはつきりとれない部分もありますけれども、条例上、法律上もし過ちがあれば当然それは正さなければならないというふうに思います。ただ、言っている趣旨がはつきりわかりませんので、お答えできませんけれども、自治体あるいは国も法で成り立っておりますので、法に沿いながら運用といえますか、法律、条例に則りながらやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番(山田 誠君) それでは、今まで指定管理者の選定委員会開いてからずっと法的に、手法的には一切間違いがないということで理解していいのですね。

○農林課長(久保康人君) 1月の先ほど言った選定委員会第1回から2月22日の第5回までの選定委員会については、それぞれきちんとした取り扱いでやってきていました。

以上でございます。

○2番(山田 誠君) もろもろ要らないから、するとかしないとか、やるとかやらないとか、だからそういうことに間違いはないのですかと言ったら、ないですならないですと言ってください。どうぞ。

○農林課長(久保康人君) 間違いはございません。

○8番(木村俊広君) この指定管理者のいきさつ、これについて少々お聞きしたいと思います。

指定管理者3年間の契約後、再度協議するという項目が第1回目の募集の要項の中に記されているわけですが、その関係で、まずその話し合いがなされたのかどうなのかということなのですが、新規指定管理者募集の際、以前に取り交わした募集要項に誤りがあったというような謝罪があったというふうに私ちょっと聞いているのですが、以前取り交わした内容は前町長が行ったことなので、なかったことにさせていただきたいと町より指定管理者の募集に集まった業者にそのような趣旨の説明があったということなのですが、その辺まずひとつ確認したいと思います。

それと、行政の継続性というものについてですが、前任がどうだとかこうだとか

ということではなくて、ある程度やっぱり継続性というものが求められると思うのです。さらに、行政の仕事は、石橋をたたいて何事も進めていくということにより町民の信頼性というものも確保されていくものだと、そのように思うわけですが、その辺のプロセスについてやっぱり何か欠落したものがあつたのかなと、そういうふうに思っているわけでございます。あと、町長がかわったことによって町の運営、その方向性についてもいろいろ変わっていくのはこれは当然のことだと思うのですが、でもやはり最低限守っていかなければならないという約束も当然あると思うのです。そういうものをきちっと考慮しつつ、この件についてやってきたのかということ。この業者との行き違いというのも相当あるようではありますが、なぜこの話し合いができなかったのか。これは、担当者が意識的にやらなかったものなのか、ミスだったのか、町長がそのように指示したものなのか、その辺もお聞きしたいと思います。

また、この公募にエントリーした業者、町内2社、町外1社ということで聞いておりますけれども、もう一社町内にあつたのではないかなというような話も聞いているのですが、その辺もひとつ確認させていただきたいと思います。お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 前段私からお答えいたします。

一般質問でも木村議員から質問されて、お答えを申し上げた部分だと思っております。前回3年間指定管理者として請け負われる際に、何がしか町側の質問の回答の中に3年間終わった後にまた続けられるというような意味合いにとられる文書があつたと、そのように伺って、先般も一般質問の中で再質問で承りました。ただし、その件につきましては、指定管理者はあくまでも3年間の契約でございます。続けてできるというような理解、解釈の仕方というのはないと私も理解しておりますので、その部分については解釈として間違っておるといふふうにして申し上げさせていただきました。引き続きその後この件について問題はないですねという木村議員さんからのご質問に対しては、それを基準にすれば問題がないと、そのようにはっきりとお答えしたと思っております。

選定されなかつたという部分では非常に悔しい部分というか、残念だつたという思いがあるのかもしれませんが、私はやはり今回選定委員会の方々がいろいろと角度を変えて、いろんな方面、そういった部分で最終的に判断をされたそういった答申を素直に受けて、このたびこの議会の最後の議案として提案をさせていただいたところでございまして、このたびこの議会の最後の議案として提案をさせていただいたところでございまして、課長のほうから答弁をさせます。

以上です。

○副町長（片野 滋君） 私のほうからも1点だけちょっとお話しさせていただきたいと思ひます。

今議員の質問の中に3年経過後に協議するという内容のもとで今回その話し合いがなされたかというご質問だつたと思ひます。実は、今問題になっておりますその業者の方から今年の1月8日にその件で私とお話し合いをさせてもらつております。それで、その段階

まで私も前回の指定管理者の募集に当たってのその回答表の中身は知りませんでした。その段階で相手方からそれを見せられまして、すぐに内容を確認しております。その段階で、町の条例、それから3年前に交わした指定管理者との協定書、それを確認した中で、いわゆる再委託、更新を前提に考えるということは読み取ることができませんでしたので、そのときには率直に私のほうからおわびを申し上げております。3年間この回答による期待感を持たせたことは申しわけございませんということで、私のほうからもそれはおわびを申し上げている次第でございます。

あと、実際に今回の指定管理者の募集の説明の段階で担当課長のほうからもその旨連絡をしていると、そのように理解しております。

以上です。

○農林課長（久保康人君） お答えします。

前段の部分の話は、副町長と同様でございます。私自身が副町長よりも早くその業者とお会いし、私のほうからも条例の誤り部分についてはきちんと陳謝をしておりますし、それを受けて再募集のときには提出されたのかなというふうに踏んでございます。

また、2点目の募集期間中に申請を出された法人の件数でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり町内業者2社、町外業者1社の合計3社で間違いございません。

以上でございます。

○8番（木村俊広君） 指定管理者と副町長の間でその以前のやりとりについて若干の行き違いがあったというようなこととおわびを申し上げたということで間違いはないかと思えますけれども、管理者にしてみれば唐突にそういう話を持ちかけられて、随分驚いていたというような話を私も聞いております。当初よりこの契約というのは内容的にもすごく厳しい内容で、それをある程度緩和するという部分で前町長がその後の件についても十分考慮して相談していくという、そういう趣旨の流れだったと思うのです。その件についても要項の中できっちりうたっているのです。当然その業者もそういうお話があるものだというふうに踏みながら業務に当たってきたと。当然その間投資してきているものもあったと思うのです。そういうことをやっぱり考えた場合、間違いであったというただそれだけで済ませるのかと。これが町としての姿勢なのかと。このような事例というのはたくさんあると思うのです。でも、その都度、その都度何事も町としては礼儀を尽くして、やはり協議して今日まで至ってきていると思うのです。そういうものがなぜ今この場でできないのかと。これはやっぱり考え直してもらわなければ困ります、こういうことは。今後にもやっぱり影響する問題だと思いますし。先ほども言ったとおり継続性というものをどういうふうに考えているのかと。これをしっかりしていかなければ、町と町民との間、また管理者との間にやっぱり亀裂が生じてきて当然だと思ふのです。この継続性ということについてちょっと町長お願いします。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

継続性について、私もその点は責任を持った継続性というものはこれは必要あるなど。

町として責任のある答えに対しては責任を持って、幾ら町長がかかったといっても継続性があるなということは認識もしております。ただし、今回の件につきましては、非常に請け負ってあった業者さんも厳しい条件の中で何か作業をなされてきた、契約がされてきたというのは木村議員がおっしゃったとおり私もちらっとは伺ってございますが、ただだからといって3年間の契約というものをまたさらに契約できるというような内容のものを中に盛り込みながら3年間の仕事を請け負わせるというのは、公平性、透明性って非常に今問われております。建設関係もそのとおりでございます。許される部分ではないと私は判断いたしますことから、きちんとした過ちとして、それをただ切り捨てるということではなくて、やはり公平なことというのはそういうことなのだよというのを理解していただきながら、また3年間で業者の指定期間が終わりますので、次の3年間頑張るのだということをもた目標にいろいろと努力させていただければなど、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○8番（木村俊広君） この募集のときから要項の中にその後の継続について協議をするという、この文言がやっぱり大きいと思うのです。

（何事か言う者あり）

○8番（木村俊広君） いや、あるのです。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） まず、質問してください。

○8番（木村俊広君） この辺の一連の流れのものというのは、当初初めて指定管理者を行うということで、全員協議会という中に随分書類がたくさん出てきております。その中にあるのです。きちりあるのです。それで、こういう話を今しているわけです。

間違いなく誤解というものがあつたわけですから、町長これ突っ張ってこのままやってもいいのですけれども、最低でもこの誤解というものをやはり今請け負っている管理者との間でやってもらわなければ絶対困ります。今後いろんな部分で影響してきます、こういう状態でずっとやっていると。間違いなく誤解を解いていただけるといふ、そういう約束をしていただきたいなど。間違いなくなつたと、そういう誤りというような、そういう部分はなかつたよという話は聞いておりますけれども、全てはささいなそういうちょっとした誤解から生まれてくるものです。だから、まず誠心誠意その辺のやりとりについて再度確認するものはして、誤解を解いてもらいたいと、私はそういうふう考えております。そういう考えはございますでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 再度お答えを申し上げます。

木村議員さんおっしゃっているのは、前回3年前に指定管理者にかかわって何かご質問がございませんかという業者さんに対する投げかけに対して質問が来た。この3年間終わったら、それで終わりなのかいと、それに対する町側の回答がそういう回答であったと、再委託を前提に考えるという、そういう1行ですね、それについてのお話だと私思ってお

ります。条項とかでは……

(「3年前の要項です」の声あり)

○町長(梶谷恵造君) 要項には……。

○議長(野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時11分

○議長(野村 洋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○町長(梶谷恵造君) ただいまちょっと私どもも書類の中いろいろと調査、打ち合わせをいたしました。公募要項内容という、その内容に対する質問のお答えの中にあるということです。ですから、要項にはございませんので、お間違いのないようにしていただければと思います。

もう一答、最終的に再度申し上げますが……

○議長(野村 洋君) 静粛に願います。

○町長(梶谷恵造君) 町の執行者がかわったからといって、以前きちんと約束されたことは継続性はございます。ただし、指定管理者というのはあくまでも3年間の期間を決めたお約束でございますので、そのお約束の期間が切れた場合にはそこで一旦切れるということを再度申し上げながら、答弁にしたいと思います。

以上でございます。

○8番(木村俊広君) 今ちょっと探したのですけれども、要項がちょっと見つからないので、あればあれなのですけれども、きのうまで持っていたのですけれども。私の見た範囲内では、そういう文言が書かれていましたので。

(何事か言う者あり)

○8番(木村俊広君) いずれにしても、町のほうで絶対間違いはないよという、そういう話なのであれば多分そうなのでしょう。でも、出てきたらまた……

○議長(野村 洋君) 静粛に願います。

○8番(木村俊広君) 改めて確認したいと思います。

○5番(前本幸政君) 2点ほどちょっとお聞きいたします。

まず、選定委員会のこの配点表の資料が今日届いたのですが、これでは評価項目1番から11番までの評価項目、番号だけなのですけれども、これの内容を知りたいなと思います、まず1つ。

それから、もう一つが今回指定管理の部分で業者が提案されているのですが、それはA社という形なのですよね、この資料を見ますと。このA社に対して5名の選定委員が4名がいいよということでA社になっているのだと思いますけれども、点数を見ますとB社が点数高いのです、17点ですか。点数と評価委員のA社、B社というどっち優先してやるの

かなという部分について、結局は4人の方々がA社がいいよということで、点数に関係なくA社がいいよということになったから多分なったのだと思いますけれども、この点数に対してどの程度の評価をしながらやったのかなという、この2点ちょっとお聞かせいただきたい。

○農林課長（久保康人君） お答えします。

まず、評価項目の内容ということでございます。1から11までありまして、1点目は施設設置の目的が達成できるかということの大項目がございまして、それ以外に1番の中で7点ほど項目がございまして、読み上げてもいいのですけれども、時間が大変かかると思いますので、ちょっと大項目だけ述べさせていただきます。それから、2点目は、町民の平等利用が確保され、町民サービスの向上が図られるかという大テーマがありまして、それ以外に9点ほどございまして、3つ目の項目でございまして、収支計画は管理運営上支障のない内容となっているかという一つの大きなテーマがありまして、細部に5点ほどのテーマがございまして、4つ目、事業計画に沿った管理を安定して行う物的、人的能力があるかということで、それ以外に4点ほどございまして、細部にわたって4点ほどございまして、5つ目として、緊急時対応などの体制が確立されているかという大項目がありまして、それ以外に5点ほどの小項目がございまして、次に、6点目、個人情報の適正な管理が図られるかということが大項目にありまして、詳細にわたって2点ほどございまして、7点目でございまして、雇用の安定と雇用環境の向上が図られるかという大項目に対して4点ほどの設問がございまして、8点目、環境に配慮した経営を行えるかということに対して1点ほど詳細にわたっての質問がございまして、9点目、地域活動とのかかわりや地域に対する貢献が図られるかという大項目に対して1点ほどの質問がございまして、10点目、個別事項という形でありまして、3点ほど質問をつけ加えさせていただきます。最後の11点目でございまして、町民還元策についてという形で大項目がありまして、1点ほど小項目が述べられております。この11項目が今述べられた項目の内容でございまして、

それから、評価点の点数の考え方でございまして、最終的に2月22日に決定をした内容でございまして、これは選定委員の判定が1つ、それから総得点の内容が1つ、それから評価科目、個別11項目あったと思うのですけれども、それぞれの項目の判断、この3種類を判断し、選定委員に総合的な判断から決定していただいたという内容でございまして、

以上でございます。

○5番（前本幸政君） わかりました。

それで、もう一つですが、この評価、評価委員に対して物を言うわけではないのですが、例えば今の項目11項目の中の評価の仕方、これ何を基準にどのようにしてやったのかなと思うのです。例えば相対で質問して、その答えがこうだよ、点数こうだよとなったものなのか、ただ資料だけを見て、私はこういうような計画をしますという例えば資料、計画出されたと思うのですけれども、それだけを見てこの11項目の点数を評価委員さんがやったものなのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○農林課長（久保康人君） お答えします。

先ほども申し上げましたとおり大項目がありまして、小項目がそれぞれ何点かあります。その何点かをそれぞれ公募者が記載してございます。その記載内容を見ながら、まず1点目判断をしてございます。あと、内容的にはそれぞれ添付書類もございますので、会社の経営状況、あとは町の言うなればそれぞれの業者等の関係も調べていただくという形を申し上げさせていただいています。また、重要度によっては業者のヒアリングも問わないということのご提案をしてございますので、皆さん方資料で判断をできるということの中でこの資料等、添付資料をいただきながら、評価点をつけていただいたという形でございます。

以上でございます。

○5番（前本幸政君） それでは、直接業者とは細部にわたって例えば質問をぶつけ合っ
てやったということではないのですね、そうしたら。

○農林課長（久保康人君） お答えします。

要項の中には事務局のヒアリングもできますし、選定委員のヒアリングもできるという形で記載をしてございます。選定委員の皆さん方ヒアリングもやらなくてもいいという判断の中で今回は行ってございません。

以上でございます。

○4番（松田兼宗君） ちょっと何点か聞きたいと思います。

まず、条例についてです。指定管理者手続等に関する条例の第6条で、自治法の244条の2第6項の規定に従い、議会の議決を経て指定管理者に指定するとあります。これはいいのですが、議会の議決を受けなかった場合の項目って書いていないのです、この条例。その場合のときどうするのかという問題をまず1点聞きたいと思います。

それと、条例施行規則があります。この中で、第4条で書いていますが、具体的な審査項目を定めるものとするとして書いているのですが、先ほど説明したのが審査項目であったというふうに理解してよろしいですね。それについてはいいです。

それで、さらに第6条において選考委員会を設定すると。指定管理者選定委員会を設置すると。そして、第7条に選定委員会の組織は、知識経験を有する民間人を主として構成する。人数はこの条例では書いていないですけども、なぜ5人しているのか、それをまず聞きたいと思います。それと、知識経験を有する民間人と書いています。この判断基準はどういう基準でなされて選定しているのか。さらに、予算委員会の中で聞いていますけれども、審査委員会の名簿は明らかにできないという形のことを言っています。それは、いろんな部分で差しさわりがあるからだと言っています。これは報酬出ていますよね。報酬出て、さらにこういう民間人を主として構成するということを書いていながら、誰が判断するかも、恣意的に選定されても誰もわからないわけです。それは誰の判断か、町民が判断するのではないですか。それなのに公表できないというのはおかしいと思います。それをぜひ公表していただきたいと思います。

それと、もう一点、いろんな具体的な審査項目を定めて審査をしていますけれども、その中で信用調査も含めてやられているのかどうか、ちょっとその辺、信用調査についてもやられているのかどうかをお願いいたします。

○農林課長（久保康人君） お答えします。

まず、第7条の選定委員の組織の関係でございます。知識を有する民間人を主として構成するという部分でございますけれども、選んだ構成メンバーは、ちゃっぷ林館を利用させていただいている構成メンバーといいますか、割合の中から選んだほうがいいだろうという形で、入浴者数、圧倒的に多いのは女性でございます。次に、老人といいますか、高齢者が多いわけがございまして、そういう中で女性の方2名、あるいは高齢者のある組織の方だとかを選び、あるいはネイパルさん等の利用もございまして、学校関係者等のそういう形の中での知識経験者を選ばせていただきました。

5人については、適当かどうかわかりませんが、このくらいの町であれば5人くらいの扱いがいいのかなと。定数制限もございませぬし、10名という決まりもございませぬし、20名あるいは3名という決まりはございませぬけれども、原課として5人程度がいいのかなという判断の中で選定をさせていただきました。

また、議会の議決でございますけれども、基本的には議会の議決を得てやっていきたいなと思ってますし、否決されれば再度お願いをするしかないのかなというふうに今のところは考えてございます。

以上でございます。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時58分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○4番（松田兼宗君） 全部回答もらったのでしたっけ。そしたら、ちょっと確認だけさせていただきます。

条例に従ってやっていないとかという話にはならないだろうと思いますけれども、今後、いろんな出てきていない書類が多々ありますよね。それについて例えば情報公開条例使って開示請求出された場合、黒塗りになるのかどうかは知らないですけども、そういう可能性もあるわけですよね。そちらはそちらでそういうことが出された場合、出さざるを得ない状態になるのかなとも思ったりもしますけれども、それを含めて今後の問題としてどう対処していくのかとか、とりあえず私個々の議員の判断のつけどころがないのです、今回のその判断の賛成か、反対かという、要するに。その部分がわからないものですから、いろんなことを聞かざるを得ない。先ほど山田議員がおっしゃっていたように全ての責任

は行政サイドで、理事者側でとるのだというような話の上で判断せざるを得ないのかな、最終的にはと思っていますけれども、その辺も含めまして条例の問題、特に先ほど言いましたように開示請求があった場合出さざるを得ない状況になると思うのですけれども、その辺だけ質問して終わりたいと思います。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

先日の中でもちょっとお答えさせていただきました。委員の名簿については、今回については趣旨をご理解いただきたいということで答弁申し上げました。今後につきましては、その委員会の目的、趣旨があります。先日も申し上げました選考委員会だとか審議会だとか委員の心身に影響がある場合、これらも考えまして、その都度ケース・バイ・ケースで提出できるかどうかは考えていきたいというふうに思っています。

○議長（野村 洋君） よろしいですか。ほかにないですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

採決方法については簡易採決で行いたいと思いますけれども、ご異議ございますか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第35号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第35号 平成24年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第35号でございます。平成24年度森町一般会計補正予算の第9回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,582万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ94億8,222万5,000円としようとするものでございます。

第2条では債務負担行為の補正、第3条では繰越明許費の設定、第4条では地方債の補正をすることとしてございます。

事項別明細書により説明いたします。まず、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思っております。歳出から説明いたします。款2 総務費、項1 総務管理費、目9 防災対策費で

ございます。節18の備品購入費で全国瞬時警報システムJアラートを整備しようとするものでございます。これは、国の補正予算を使つての事業となるものでございます。資料ナンバー12を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、負担金補助及び交付金の560万円は、これも国の補正予算の事業でございます。濁川地区の中山間の農道を整備しようとするものでございます。資料ナンバー13を添付してございます。

目6駒ヶ岳ダム管理費、節15工事請負費の1,500万は、駒ヶ岳ダムの管理道門扉の設置工事、それから放流設備の制御盤を更新しようとするものでございます。これも国の補正予算絡みでございます。資料ナンバー14を添付してございます。

続きまして、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費、節13委託料の900万でございます。これは、除雪業務委託料でございますが、先般も補正をいただきましたが、その後雨による融雪がございました。これらに対応するためにもさらに補正をお願いしようとするものでございます。

続きまして、14ページ、15ページですが、款8土木費、項4港湾費、目1港湾管理費、節19負担金補助及び交付金の6,210万円です。これも補正予算絡みでございます。資料ナンバー15を提出してございます。これは、森港改修事業管理者負担金でございます。

続いて、款8土木費、項6住宅費、目1住宅管理費、節15工事請負費、これにつきましても国の補正予算絡みでございます。町営住宅の屋根の改修工事を前倒しでしようとするものでございます。資料ナンバー16を添付してございます。

続きまして、歳入に戻っていただきまして、8ページ、9ページになりますが、地方交付税1,108万円でございます。これも国の補正予算により追加交付になったものでございます。

款14国庫支出金は、歳出で説明いたしました事業への充当補助金となっております。ここで目3、目6で地域の元気臨時交付金、これを活用して整備をしようとするものでございます。

款18繰入金です。財政調整基金から537万9,000円を追加しようとするものでございます。これは、歳入歳出の収支のバランスをとろうというところでございます。

第21町債につきましても、農道事業債、また土木費では港湾事業債をそれぞれ充当しようとするものでございます。

今回の補正は1億2,582万3,000円となっておりますが、このうち1億1,682万3,000円が国の補正予算絡みの追加補正となっております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○9番（堀合哲哉君） ちょっと総務課長にご説明をいただきたいと思いますので、お願いを申し上げます。

今総務課長の説明の中に、ここにも書かれていますけれども、歳入のところに地域の元

気臨時交付金というのもございます。今の政府が、以前麻生内閣当時にこのようなことをやったのですが、それを1割ちょっと自治体負担を増やししながら今度8割ということで、非常に大きな内容になっております。それで、地元に着した事業というのが町民すべからくそう思っております。それで、それにかかわってちょっと3点についてお聞きしたいと思えます。

ここに書かれております地域の元気臨時交付金、2カ所に分かれて書かされていますが、これの総額といえますか、見込み額というのはどのぐらいなのでしょう。ここを合算した数字なのでしょうかとというのがまず1点。

それから、2点目は、今補正予算がこのように出されました。新年度は間もなくでございます。こういう事業をやることによって25年度で一般財源の節約になってくるのだろうかというのが2点目でございます。

それから、3点目は、補正予算債の充当率の問題でございますが、これは大変よくなるのです。そこで、総務課長にお聞きしたいのは、どのぐらいの起債が認められるのだろうかということでございます。実は、この事業というのは、なかなか補助が国でしっかり決まった分についてはこの事業使えないという欠点もいろいろあります、定率で。地方単独事業が主になってくるだろうなと私思うのですけれども、その他25年、26年にかけて2カ年にわたってこれも許しますよというような話もありまして、その分は積み立てておきなさいという部分もございます。それで、森町としてどのようなお考えで今後進めていくのか、総枠も含めてお話しいただければ非常に助かるのでございますけれども、よろしくお願ひします。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

まず、1点目の地域の元気臨時交付金という名前でございますが、これは国が補正予算で定めて地域に交付しようとするものでございます。これの取り扱いについては、まだ詳細なものが来ておりませんが、今の現段階ではわかり得るものでご説明したいと思います。

まず、今回の補正予算で出ささせていただいた2本の交付金がございます。1本は道路で、1本は住宅ということになってございます。うちが今回これに該当になったのはこの2本でございますが、この2本を足しますと約1,350万ほどですか、これが交付金の額となっております。さらに、この後の展開になりますが、15ページの港湾事業の6,210万というのがあるのですが、財源内訳で地方債で6,200万を起債を起こそうとしてございます。この部分についてこの地域の元気臨時交付金を充当しようという作業をしているところでございます。内容的に6,200万の約8割の交付をいただいて、平成25年度の当初予算に計上している単独事業に充当しようというところでございます。その充当した分が一般財源が浮いてくるという結果になろうと思えます。その充当する事業はこれから選択をしまして、それによって実施計画をつくり、国のほうへ提出していくという作業になるかと思えます。

それから、2点目の一般財源の見通しということでございましょうけれども、今現在24年度の予算の中では財政調整基金を1億1,400万ほど繰り入れを見込んでございます。3月

未で終了いたしまして、出納整理期間が2カ月あるわけですが、その中で不用額を整理したり、あるいは収入額を整理した中で、私の考えではこの金額は繰り戻したいなというふうに考えてございます。さらに、不用額を精査して、なるべく財調に積みればなという考えを持ってございます。そういう意味からして、これらを活用しながら平成25年度の予算に一般財源を活用していくわけですが、先ほど申し上げました国の元気交付金を見込めば、今の段階で見込めば約5,400万の交付がされるだろうということ、25年度の当初予算からこの5,400万が浮いてくるといふ形になるかというふうには今考えているところでございます。

それから、3点目の補正予算債の絡みでございますが、これにつきましては充当率100%ということになってございます。さらに、その充当した額の50%が交付税措置されるということでございます。これにつきましては、平成25年度の事業をどういう形で展開していくかということはまだ詳細な形が示されてございません。該当する事業があれば、なるべくこの補正予算債を使った中で補正を組みかえていこうというふうに考えてございます。

ちょっとまだ国からの詳細なものが来ておりませんので、明確な返答になったかどうかわかりませんが、よろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） ほかにないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 発議第1号

○議長（野村 洋君） 日程第9、発議第1号 町有地売り払いに関わる公文書紛失等調査特別委員会調査報告書を議題とします。

本件について町有地売り払いに関わる公文書紛失等調査特別委員会より委員会の調査報告書が提出されております。

中村委員長の報告を求めます。

○町有地売り払いに関わる公文書紛失等調査特別委員長（中村良実君） 町有地売り払いに関わる公文書紛失等調査特別委員会調査報告。

本委員会に付託されました調査事件について、調査結果を次のとおり会議規則第77条の

規定により報告いたします。

委員会開催状況につきましては、1ページから5ページ上段の第4回の委員会まで記載されておりますので、省略をさせていただきます。

5ページをお開きください。調査の結果、総括として申し上げます。1、調査特別委員会設置の背景。町は、町有地（尾白内町1013番2）売り払いの公文書の中の町長が直筆でサインして決裁した唯一の公文書を紛失した。この件についての解明をするため「町有地売り払いに関わる公文書紛失等調査特別委員会」を平成24年6月26日開催の平成24年森町議会定例会6月第2回会議において設置し、調査を進めてきた。

2番目として、公文書紛失の経過。①、平成23年12月5日午後5時20分ごろ、町長が町有地売り払いの書類を見たいと担当職員を町長室に呼び、書類の説明を受ける。約1時間後、町長外出のため書類は町長室に置くよう指示され、町長に渡す。

②、平成23年12月7日午前9時ごろ、担当課参事を通じて町長より返却される。同日参事が担当職員に書類を渡し、担当職員は紛失書類の有無を確認せず書棚に戻す。

3番目、平成23年12月8日午後に担当職員が事務処理のため書類を出し、紛失に気づき探したが、見つからなかったため、同日総務課長に報告した後、総務課長と2人で町長が出張から帰ってくるのを待って町長にも報告をする。

大きな3番目です。総括内容について。①、第1回目の委員会では、町長、関係職員の出席を求め、紛失の経緯等について説明を受け、その都度質疑をした。特に12月5日から8日までの町長、関係職員の動向について質疑をし、また今回紛失した書類のコピーがさきの「町有地売り払い等に関する調査特別委員会」開催時に提出されていたが、そのコピーの出どころが前副町長であったことが明らかになりました。また、なぜ町として被害届を出さないのか等質疑をしました。

②、第2回委員会では、関係職員個々に紛失究明に向けた質疑をした。また、副町長室に移動し、書類が置かれていた場所や町長がコピーしたとされるプリンターなどで実際にコピーをとって検証をした。個々の職員に対しての質疑で集中したのは、1つ目として率直に言って今回公文書は盗まれたと思っているのか、また紛失したと思っているか。2つ目、今回このように疑惑の持たれた感じの紛失ということで訓告処分を受けたが、どういう気持ちなのかと。3つ目、文書管理については検討しなければならないと言っているが、その後の対応はなどなどです。

③、平成24年4月19日に佐藤前町長が増田前副町長を有印公文書偽造、同行使容疑で告訴し、本公文書紛失問題についても捜査の対象となっていたが、平成24年12月28日付で当該告訴が不起訴処分となったことにより司法当局による解明も困難な状況となったと町当局から説明がなされたが、本委員会としては改めて町当局から関係機関へ公文書紛失届を提出し、真相究明を図る努力を要請するものである。

④、調査継続中である平成24年11月15日、前町長が公職選挙法違反容疑で逮捕され、平成25年1月17日保釈はされたが、司法の管理下にあり、前町長との接触は不可能なため今

後の調査は困難と判断する。しかし、佐藤前町長は、職員3名の処分を実施し、みずからはいまだに一切責任をとっておらず、当時の行政の最高責任者としての責任は免れるものではない。本委員会としては、議会並びに町当局から佐藤前町長に書簡を送り、前町長の責任を強く問うよう要請する。また、委員会として公文書紛失再発防止への提言を町当局へ行うことを確認し、委員会を閉じることとする。

4、再発防止への提言。①、庁舎内における重要な常用簿冊等は鍵をかけた書棚で管理したり、保存簿冊の収納室も施錠するなど必要な措置を講じること。

②、森町文書取扱規程による管理を再度職員に徹底し、今後二度とこのような事件が起きないように管理体制を構築すること。

③、以上の内容について適切な措置を講じた後、議会にも報告すること。

以上を申し上げて、委員長報告といたします。

○議長（野村 洋君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

町有地売り払いに関する調査は、報告済みといたします。

◎日程第10 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第10、意見書案第1号 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第11、意見書案第2号 平成25年度地方財政対策に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第12、意見書案第3号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書を議題とします。

お諮りいたします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 意見書案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第13、意見書案第4号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 意見書案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第14、意見書案第5号 配合飼料の価格高騰対策を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 意見書案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第15、意見書案第6号 環太平洋連携協定（TPP）への交渉参加に反対する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議員派遣の件について

○議長（野村 洋君） 日程第16、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第120条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、日程第16のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第17 休会中の所管事務調査等の申し出について

○議長（野村 洋君） 日程第17、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして本3月会議に付議されました案件の審議は全て終了しましたので、平成25年第1回森町議会3月会議を終了いたします。

休会 午後 3時30分